

要綱制定	
名称	石巻市子育て世帯訪問支援事業実施要綱
根拠	児童福祉法第6条の3第19項
実施主体	石巻市(ただし適切な事業運営が確保できると認められる場合には、 <u>子育て世帯訪問支援事業</u> の全部又は一部を社会福祉法人、特定非営利活動法人又は民間事業者に委託することができるものとする)
支援を行う者	ヘルパー
支援の対象	<p>本市に住所を有し次のいずれかに該当する家庭とする。</p> <p>(1) 保護者に看護させることが不適当であると認められる児童のいる家庭</p> <p>(2) 食事、生活環境等について、不適当な養育状態にあり、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭</p> <p>(3) 若年の妊娠婦等、出産後の養育について支援を行うことが特に必要と認められる妊娠婦のいる家庭</p> <p>(4) その他、前3号に掲げるもののほか、ヤングケアラー等のいる家庭、市長が必要と認める家庭</p>
支援内容	<p>(1) 家事支援</p> <p>(2) 育児・養育支援</p> <p>(3) 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談、助言（但し専門職による対応が必要な専門的内容は除く）</p> <p>(4) 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供</p> <p>(5) 支援対象者や児童の状況・養育環境の把握、市町村への報告</p> <p>(6) 前5号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの</p>

現行制度	
名称	石巻市養育支援訪問事業実施要綱
根拠	児童福祉法第6条の3第5項
実施主体	石巻市(ただし適切な事業運営が確保できると認められる場合には、 <u>養育支援訪問事業</u> の全部又は一部を社会福祉法人、特定非営利活動法人又は民間事業者に委託することができるものとする)
支援を行う者	ヘルパー及び保健師等
支援の対象	<p>本市に住所を有する<u>養育支援</u>が必要と認められる児童及びその保護者の属する家庭であって次の各号のいずれかに該当する家庭とする。</p> <p>(1) 妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭</p> <p>(2) 若年の妊娠、妊娠健康診査未受診、望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭</p> <p>(3) 出産後間もない時期（おおむね1年程度）の養育者が育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、育児に対して強い不安、孤立感等を抱える家庭</p> <p>(4) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にあり、虐待のおそれ又はその危険性を抱え、特に支援が必要と認める家庭</p> <p>(5) 公的支援につながっていない児童の属する支援を必要としている家庭</p> <p>(6) 児童養護施設等の退所又は里親に対する委託の終了により児童が復帰した後の家庭</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの</p>
支援内容	<p>(1) 妊婦又は保護者の心身の健康に関する相談、指導又は助言</p> <p>(2) 児童の養育に関する相談、指導又は助言</p> <p>(3) 家事及び育児の援助</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの</p>

要綱改正	
名称	石巻市養育支援訪問事業実施要綱
根拠	児童福祉法第6条の3第5項
実施主体	石巻市
支援を行う者	保健師等
支援の対象	本市に住所を有する妊娠婦又は児童及びその養育者の属する家庭であって、次の各号のいずれかに該当する家庭とする。 各号（1）～（7）については現行制度と同じ
支援内容	<p>(1) (2)については現行制度と同じ</p> <p>(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの</p>